

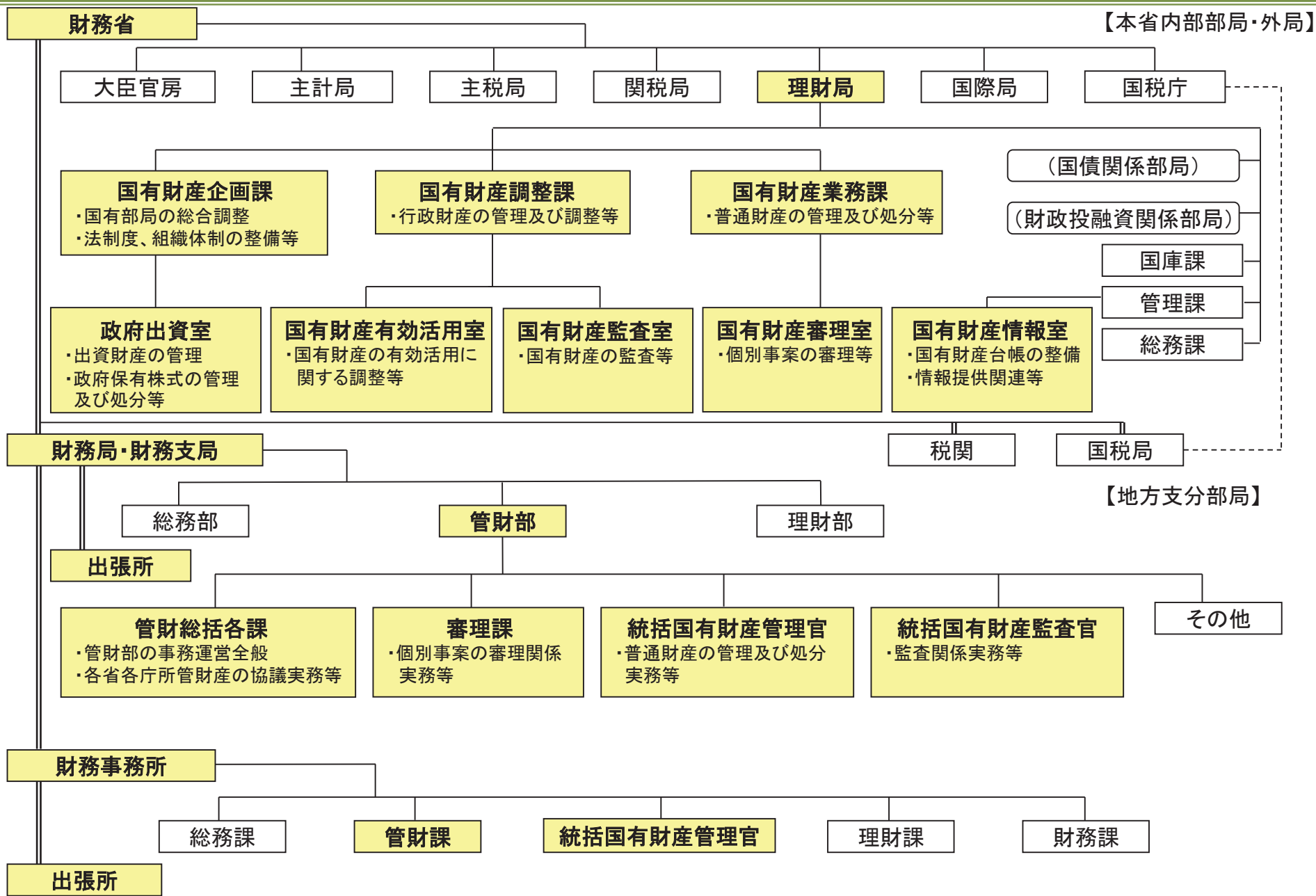
---

# 参 考 资 料 集

---

# 01 国有財産関係組織の概要

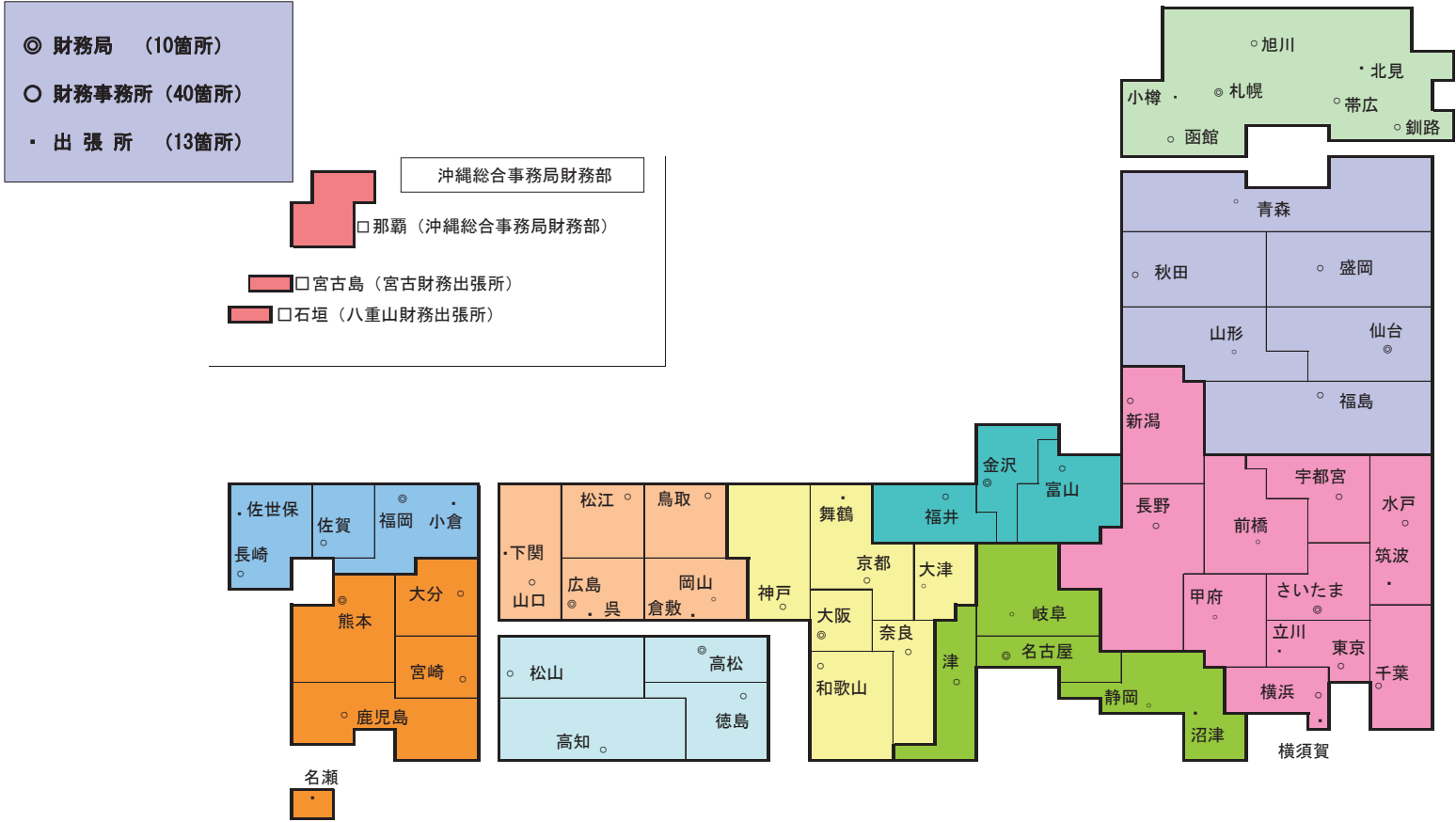
参考資料



## 02 全国の財務(支)局・財務事務所等のネットワーク

参考資料

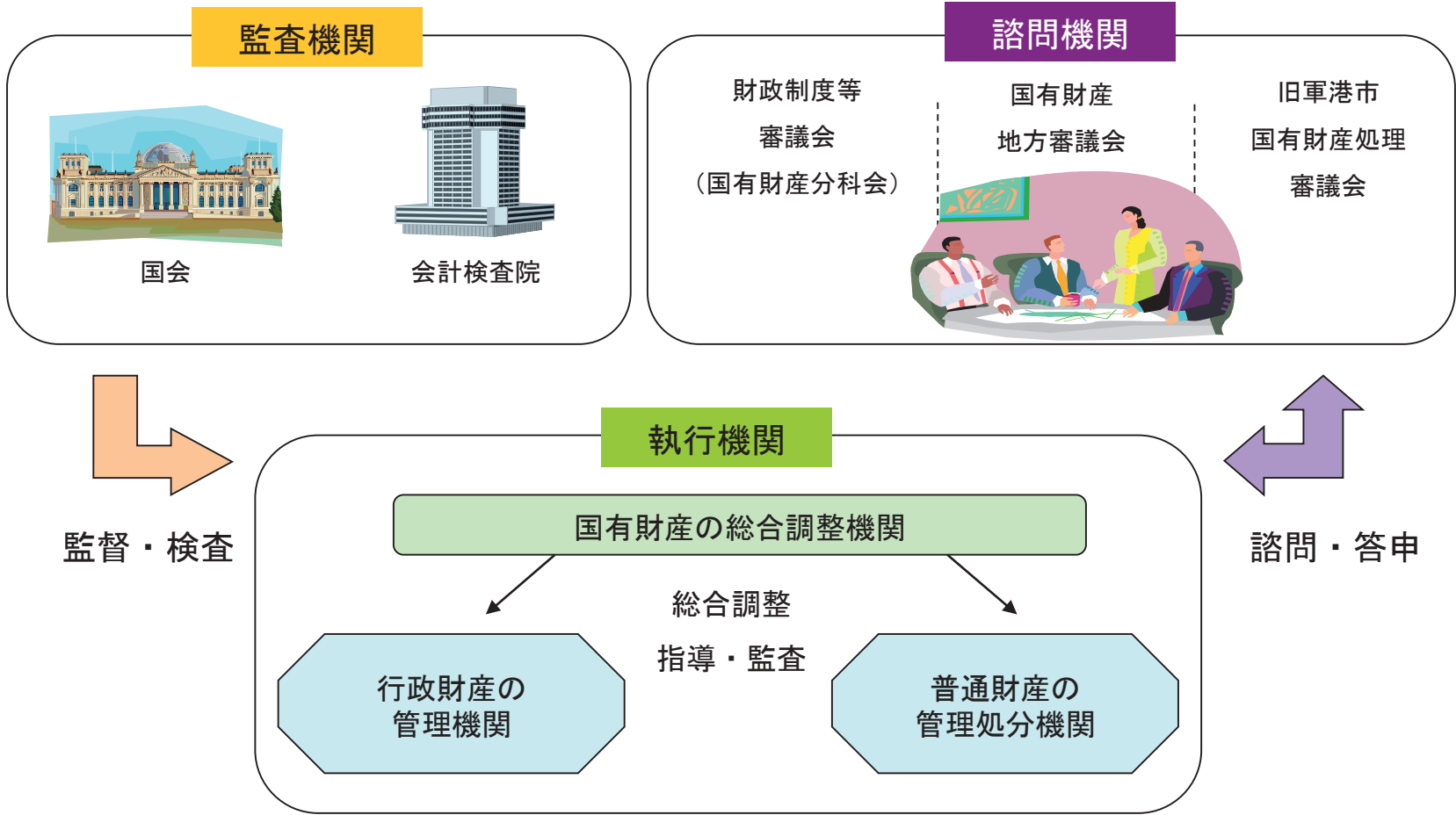
- 財務省関係の国有財産の管理処分事務は、全国の財務(支)局・財務事務所・出張所において行われています。
- 財務局は、財務省の地方支分部局としてブロック単位で設置されており、現在9財務局(北海道、東北、関東、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州)及び1財務支局(福岡)があります。
- また、財務局・財務支局の下に、40の財務事務所が設置されており、これに加えて、管財業務等を実施している13の出張所が設置されています。
- なお、沖縄県では、内閣府沖縄総合事務局が財務局の業務を行っています。



# 03 国有財産行政の関係機関

参考資料

○ 国有財産には、管理処分事務・総合調整事務（総括事務）を行う執行機関のほか、監査機関、諮問機関が存在します。



## 04 国有財産関係審議会

参考資料

- 国有財産に関する調査審議を行うため、財務本省に財政制度等審議会国有財産分科会が、各財務局及び沖縄総合事務局に国有財産地方審議会が設置されています。また、旧軍用財産に関する調査審議を行う旧軍港市国有財産処理審議会が関東財務局に設置されています。

### 財政制度等審議会国有財産分科会（財務本省）

- 委員は、民間の学識経験者で構成され、任期は2年。
- 国有財産地方審議会や旧軍港市国有財産処理審議会に諮る財産の管理・処分の調査審議以外で、国有財産の管理及び処分に関する基本方針や重要事項の調査審議などを行う。そのほか、国有財産法で定められた信託や、国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法に定められた庁舎等の使用調整に関する計画についても審議している。

### 国有財産地方審議会（財務局）

- 委員は、民間の学識経験者で構成され、任期は2年。
- 各財務局においてなされている個々の国有地の管理・処分に際し、地域的な特殊性、特別性等を考えながら、地元の意見を十分反映させる観点から、各財務局に設置されている。
- 各財務局長の諮問に応じて、国有財産の管理・処分について、調査審議を行うほか、意見を述べることができる。

### 旧軍港市国有財産処理審議会（関東財務局）

- 委員は、旧軍港市の所在する府県知事や民間の学識経験者などで構成され、任期は3年。
- 旧軍港都市（横須賀市、呉市、佐世保市、舞鶴市）に所在する旧軍用財産の管理処分の調査審議などを行う。

# 05 国有財産に関する法体系

- 国有財産法は、国有財産の管理及び処分に関する基本法であり、財政法の下において国の財政管理作用に関する法体系の一部を構成しています。
- また、財産の種類・性質や社会情勢の変化に応じて国有財産行政を円滑に運営するため、国有財産法には多数の特別法や特別規定が存在しています。

財政法（昭和22年）

国の予算その他財政管理の基本に関する事項を定めたもの。  
国の財産については、適正な対価の徴求及び効率的な運用を規定。

第9条 国の財産は、法律に基く場合を除く外、これを交換し  
その他支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれ  
を譲渡し若しくは貸し付けてはならない。  
2 国の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その  
所有の目的に応じて、最も効率的に、これを運用しなければ  
ならない。

国有財産法（昭和23年）

国有財産の管理及び処分について基本的な事項を  
定めたもの。

会計法（昭和22年）

国の会計に関する契約に関する手続等を定めたもの。  
国有財産について、売払い・貸付け等に伴う契約の手続は、  
会計法に基づき行われる。

【特別法や特別規定の存在する法律の例】

国有財産特別措置法（昭和27年）

普通財産について、無償貸付等の拡大、交換  
できる場合の拡大等の特例を定めたもの。

国の庁舎等の使用調整等に関する  
特別措置法（昭和32年）

庁舎等の使用調整、特定国有財産整備計画の  
手続等について定めたもの。

国家公務員宿舎法（昭和24年）

国家公務員宿舎の設置、維持及び管理等につ  
いて定めたもの。

<財務省所管以外の法律>  
道路法（昭和27年）、河川法（昭和39年）等

道路、河川等の公物ごとに、その機能管理に  
ついて定めたもの。

**目的** 国有財産の管理及び処分に関する基本的な事項を定めること

### 国有財産の範囲、分類及び種類、総括等の意義（第2条～第4条）

- 国有財産の範囲は、土地、建物等の不動産、不動産従物、有価証券等である（第2条）。
- 国有財産は、行政財産と普通財産に大別される（第3条）。
- 国有財産の総括とは、国有財産の適正な方法による管理及び処分を行うため、①制度の整備、②管理及び処分事務の統一、③財産の増減、現在額及び現状の把握、④その他必要な調整を行うものである（第4条）。

### 管理、処分及び総括に関する機関（第5条～第9条の4）

- 行政財産は各省各庁の長が管理し、普通財産は財務大臣が管理及び処分を行う（第5条、第6条）。
- 普通財産のうち、特別会計に所属する財産等については、財産を所管する各省各庁の長が管理及び処分を行う（第8条）。
- 国有財産の総括は財務大臣が行う（第7条）。

### 管理及び処分に関する基本事項（第9条の5～第31条）

- 各省各庁が行政財産として土地等を取得する場合や、行政財産を国以外の者に使用又は収益させる場合等においては、総括大臣である財務大臣へ協議が必要とされている（第14条）。
- 行政財産については、行政財産の用途又は目的を妨げない限度であれば、貸付け又は私権の設定を認めている（第18条）。
- 普通財産については、貸付け、管理委託、交換、売払い、譲与、信託又は私権の設定を認めている（第20条）。
- 普通財産は、地方公共団体等が緑地、公園等の用に供する場合や、災害発生時の応急措置の用に供する場合等においては、無償貸付をすることができる（第22条）。

### 国有財産台帳、報告書及び計算書に関する手続（第32条～第38条）

- 国有財産法に規定する国有財産について、各省各庁はその所在、価格、数量等を記録した台帳を整備する（第32条）。
- 国有財産台帳上の毎年度間の増減、年度末の現在額等を、会計検査院の検査を経て、国会に報告する（第33条、第34条）。

昭和23年 現行国有財産法の制定

昭和23年 旧軍用財産の貸付け及び譲渡の特例等に関する法律の制定

- 戦後復興のための旧軍用財産の活用における無償貸付等の特例制度を創設

昭和27年 国有財産特別措置法（以下「特措法」という。）の制定

- 旧軍用財産の貸付及び譲渡の特例等に関する法律を廃止し、特措法の制定により、特例の対象を旧軍用財産から普通財産全般に拡大

昭和28年改正〔国有財産法及び特措法〕

- 公共福祉用財産に公共物（道路、河川等）を加え、公共用財産に名称変更
- 公共用財産、皇室用財産の取得、用途廃止等の国会議決に金額基準（300万円）を導入
- 国立大学の用途廃止施設と地方公共団体等の施設との交換規定を特措法に創設

昭和30年改正〔特措法〕

- 国有財産法第27条の特例として、異種財産（土地及び建物）の交換規定を創設

昭和32年改正〔国有財産法〕

- 国有財産中央審議会・地方審議会の設置
- 行政財産の使用収益においての大蔵大臣協議規定の整備

昭和32年 国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法（以下「庁舎法」という。）及び国有財産特殊整理資金特別会計法の制定

- 庁舎等使用調整計画及び特定庁舎等特殊整備計画の創設
- 特別会計（資金会計）の新設

昭和39年改正〔国有財産法〕

- 大蔵大臣の総括権に関する規定の整備（措置要求については閣議決定を不要とし、新たに閣議決定を経て必要な指示ができることとした）
- 公共用財産等の国会議決の金額基準の引上げ（300万円⇒3,000万円）
- 国以外の者による行政財産の使用収益については、使用許可によることを明確化
- 災害発生時の地方公共団体による応急措置用の使用について、無償貸付の導入

昭和44年改正〔庁舎法及び国有財産特殊整理資金特別会計法〕

- 特定国有財産整備特別会計法（以下「特々会計法」という。）の制定（国有財産特殊整理資金特別会計法の一部改正により、資金会計を事業会計に改組）
- 特定庁舎等特殊整備計画の対象範囲を拡大（宿舍、提供財産等も対象とする）し、計画名を特定国有財産整備計画に変更

昭和48年改正〔国有財産法及び特措法〕

- 地方公共団体等への行政財産の貸付（合築、地上権の設定）制度の導入
- 他法令に規定されていた社会福祉施設等への普通財産の優遇措置規定を特措法において整理
- 公用又は公共用に供する小規模施設の用に供する普通財産について、無償貸付の導入

昭和61年改正〔国有財産法〕

- 普通財産についての土地信託制度の導入

平成18年改正〔国有財産法、特措法、庁舎法及び特々会計法〕

- 行政財産の貸付対象の拡大等（庁舎等の余裕部分の貸付け、合築対象の拡大等）
- 定期借地権の導入（貸付期間：30年以内⇒50年以上）
- 普通財産の円滑な売払いのための交換対象の拡大（隣接地又はその上に存する借地権との交換）
- 借受庁舎等を財務大臣が行う使用調整及び実地監査等の対象に追加
- 特々計画の対象事業の拡大（地震防災機能を発揮するために必要な庁舎等を整備するため、使用調整又は実地監査等の結果不用となる庁舎等の処分収入を活用する新たな仕組みを導入）
- 特々会計法における一般会計からの繰入規定の廃止及び一般会計への繰入規定の創設
- 国有財産の管理及び処分について、効率的な運用を行う等の原則を明確化

（注1）特々会計法は、特別会計に関する法律（平成19年）の制定により廃止。

（特別会計に関する法律において、平成21年度まで暫定的に特定国有財産整備計画を設置）

（注2）平成21年度の末日における特定国有財産整備計画の未完了事業は、財政投融资特別会計（特定国有財産整備勘定）において実施。



## ○ 国有財産中央審議会（昭和32年5月～平成13年1月）

## 昭和47年3月 都市及び都市周辺における国有地の有効利用について

都市問題の深刻化と公共用地の取得難等に鑑み、国有地利用の一層の効率化を図るとともに、都市及び都市周辺における未利用国有地は、できるだけ都市の再開発に寄与するような形で処理するとの基本的な考え方の下に、従来よりも一層公用、公共用の用途に優先的に活用する方針を提言。

## 昭和51年6月 米軍提供財産の返還後の利用に関する基本方針について

大規模な返還財産は首都圏に所在するものが多く、このような広大な土地は、将来再び得られないと考えられるため、長期的視野に立って最も効率的な利用計画の策定に取組むべく、利用区分に関する統一的な処理基準及び留保地の考え方を提言。

## 昭和58年1月 当面の国有地の管理処分のあり方について

国の財政事情等を踏まえ、公用、公共用優先の原則を維持しつつも、極力適正な対価を得ることにより財政収入の確保を図るため、優遇措置の縮小を提言。また、地方公共団体等に対し一定期間内に買受け等することを勧奨した上で、その利用要望がない場合及び一定期間内に買受け等が実行されない場合には、民間に処分する考え方を提言。

## 昭和61年7月 日本電信電話株式会社の株式の処分について

日本電信電話株式会社の株式の処分について、売却方法等基本方針を提言。

## 昭和62年6月 大口返還財産の留保地の取扱いについて

留保地については、「引き続きできる限りこれを留保しておくことが望ましい」とされる一方、「利用要望がある場合は個別に検討し、留保地を利用することもやむを得ない」と例外的に利用を認める考え方を提言（「原則留保、例外公用・公共用」）。

## 平成2年6月 大都市地域を中心とした今後の国有地の管理処分のあり方について

地価高騰が社会問題となり、国有地の効率的使用の一層の促進とともに、未利用地については、公用、公共用優先の原則を更に徹底、特に都市部の財産については重点的活用、適正な管理を図るよう提言。

## 平成5年6月 日本たばこ産業株式会社の株式の処分について

日本たばこ産業株式会社の株式の処分について、売却方法等基本方針を提言。

## ○ 財政制度等審議会国有財産分科会（平成13年1月～）

## 平成15年6月 大口返還財産の留保地の今後の取扱いについて

留保地の取り扱いを、これまでの「原則留保、例外公用・公共用利用」の基本的考え方を「原則利用、計画的有効活用」の基本方針に転換し、留保地の活用に向けた具体策を提言。

## 平成18年1月 今後の国有財産の制度及び管理処分のあり方について

財政構造改革を進めることが喫緊の課題となっていること等を踏まえ、効率性を一層重視した国有財産行政へと転換することが適当であるため具体策を提言。

## ① 効率性の向上を図るための具体策

「既存庁舎等の効率的な使用の推進」、「行政財産の民間利用の促進」、「耐震性を確保した庁舎等の効率的な整備の推進」、「国家公務員宿舎の移転・集約立体化、跡地売却促進」など

## ② 効率性の向上を図るための手続き等の面における透明性及び公平性の向上

「未利用国有地の売却手続の明確化」、「優遇措置の運用の見直し」、「コスト分析等の定量的分析手法の導入」など

## ③ 国有財産行政における効率性の視点の明確化

国有財産法上、「管理処分の原則」及び、「財務大臣の総轄権」について効率性の視点を明記

## ④ その他 「地役権の導入」、「貸付料等に係る口座振替の導入」など

## 平成26年6月 日本郵政株式会社の株式の処分について

日本郵政株式会社の株式の処分について、売却方法等基本方針を提言。

## 平成27年6月 千代田区大手町二丁目にある国有財産の管理処分について

大手町二丁目地区第一種市街地再開発事業の施工地区に所在する国有地について、処理方針等を提言。

## 令和元年6月 今後の国有財産の管理処分のあり方について

人口減少・少子高齢化が進む中、国民の価値観が一層多様化し、未利用国有地に求められる地域・社会のニーズが多様化しているほか、災害が多発する中、災害リスクへの備えが重要となっている。一方で、相続税物納の大幅な減少や宿舎等の跡地処分により、未利用国有地のストックが大きく減少している。

このような社会経済情勢や国有財産を巡る状況の変化を踏まえ、

## ① 将来世代にも裨益する管理処分の多様化

（売却＋定期借地権による貸付）

## ② 将来に続く行政インフラの強靱化

## ③ 将来を見据えた管理の効率化

などの多面的な視点から、個々の国有財産の状況を踏まえ、国有財産の「最適利用」の追求を提言。

## 令和4年3月 東京地下鉄株式会社の株式の処分について

東京地下鉄株式会社の株式の処分について、売却方法等基本方針を提言。

## 令和5年9月 株式会社商工組合中央金庫の株式の処分について

株式会社商工組合中央金庫の株式の処分について、売却方法等基本方針を提言。

## 09 多様な管理処分制度

参考資料

○ 国有地の売却促進による税外収入の確保、地域や社会のニーズに対応した国有地の有効活用を図るため、多様な管理処分の制度、手法を導入しています。

実施年度	取組内容
平成6年度	○価格公示売却制度の創設 【対象：小規模な物納財産（土地 300㎡、建物 200㎡以下）】
平成11年度	○郵送方式入札制度の導入
平成12年度	○SPC法に基づく証券化条件付入札の実施 【対象：未利用地6物件、権利付財産8物件】
平成13年度	○地区計画活用型一般競争入札を初めて実施
平成14年度	○処分型信託の導入 ○最低売却価格公表入札制度の導入【対象：1,000㎡以下の物納不動産】（注）導入により価格公示売却制度廃止
平成15年度	○最低売却価格公表入札制度に係る面積制限の撤廃
平成18年度	○売却を容易にするための交換制度の導入【対象：立地条件が劣る不整形地等及び借地権の対象となっている土地】
平成20年度	○二段階一般競争入札の導入 ○瑕疵等明示売却の導入 ○権利付財産の一般競争入札等の導入
平成21年度	○管理処分型信託の導入
平成22年度	○社会福祉施設等の整備を目的とした定期借地制度を利用した貸付制度の導入 ○交換の運用拡大【相手方が地方公共団体の場合は国に必要性がなくとも交換ができるようにするなど方針を転換】
平成23年度	○売残財産等についての事業用定期借地制度を利用した貸付けの導入 ○一時貸付制度の改正 【売残財産を対象として追加、貸付期間を18か月から3年に延長】
平成24年度	○最低売却価格公表入札制度の改正 物納不動産に限らず、原則すべての不動産について最低売却価格を公表
平成26年度	○「国有財産物件情報メールマガジン」配信サービスを開始 国有地の売却等に関する更新情報や国有地取得に関する架空話の注意喚起情報を配信
平成29年度	○公共随契を中心とする国有財産の管理処分手続き等の見直し すべての公共随契による処分等における契約金額の公表・見積り合せの実施、売払い前提貸付制度の廃止 等
令和元年度	○留保財産の導入・定期借地制度を利用した貸付の用途拡大 有用性が高く希少な国有地は所有権を留保しつつ、社会福祉施設等の分野に限らず地域・社会のニーズに対応した定期借地を行う

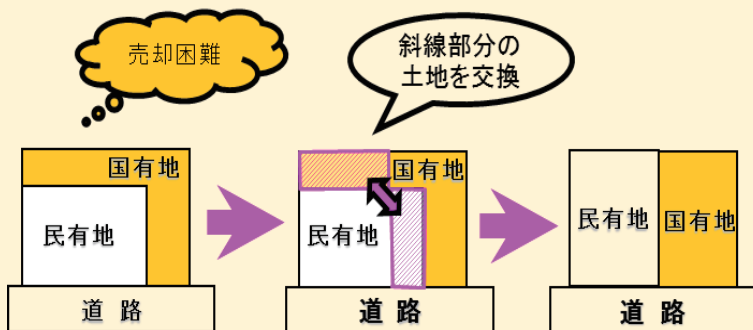
# 10 国有地の整形事例

## ～売却を容易にするための交換制度の活用～

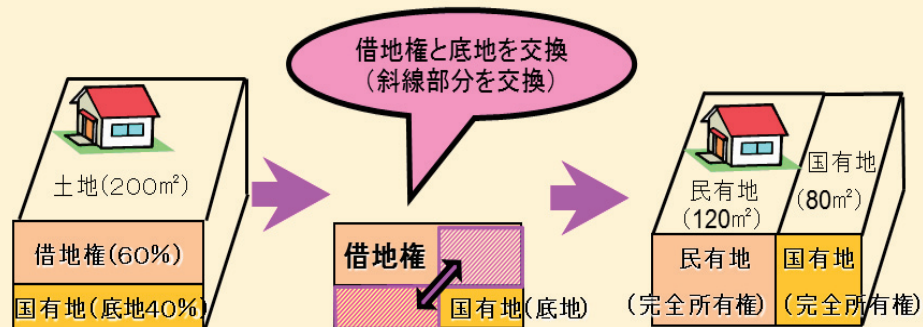
参考資料

- 不整形のために売却が困難になっている国有地について、交換制度を活用することにより、土地の利用価値が向上した結果、売却することができました。（制度を導入した平成18年度以降、令和5年度までの実績は、交換93件、売却代金9,506百万円）
- なお、交換相手方の土地についても、交換により接道状況が改善されました。

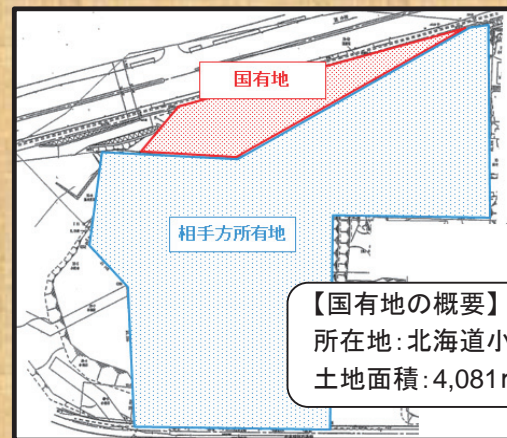
### ○不整形地交換【未利用財産】



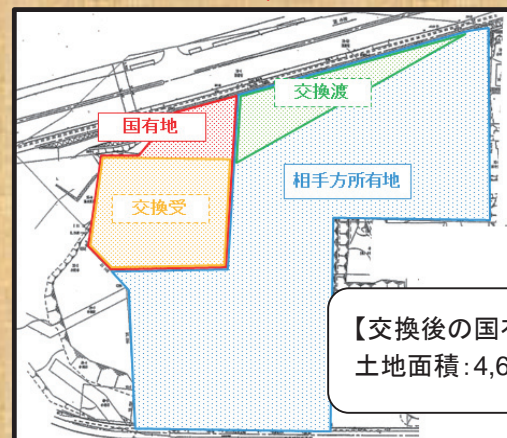
### ○借地権と底地の交換【権利付財産】



交換前



交換後

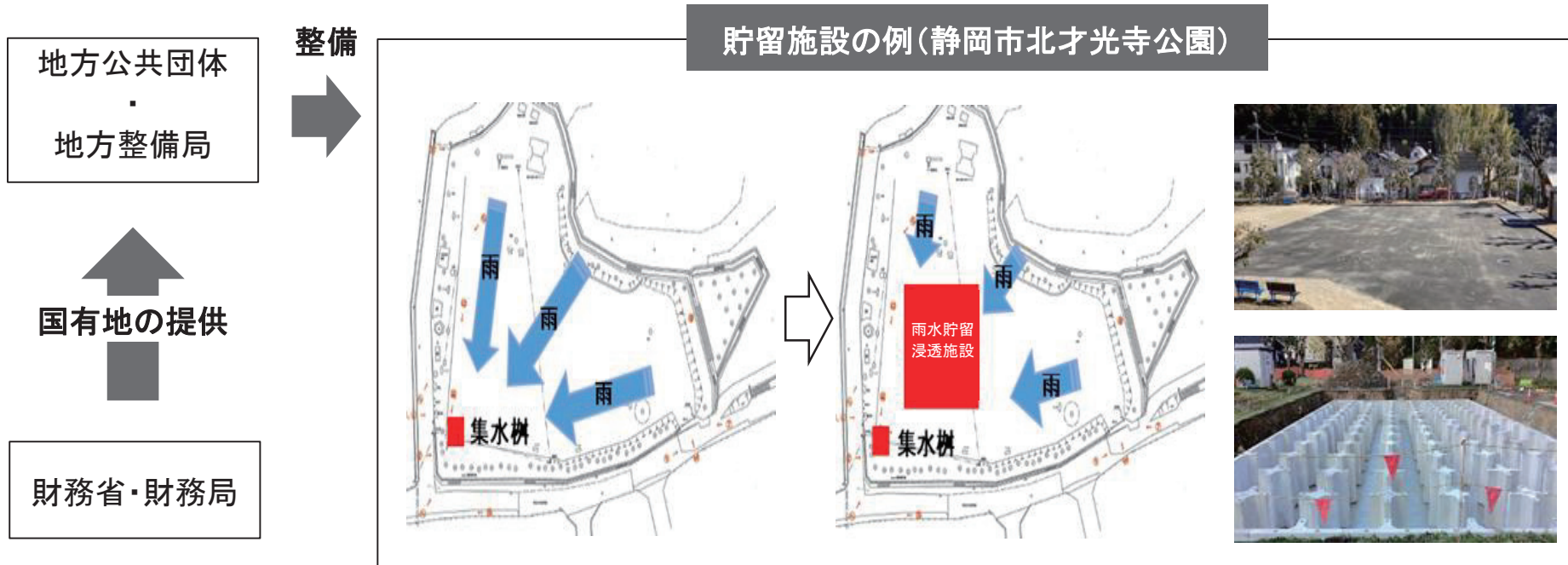


# 11 国有地を活用した遊水地・貯留施設の整備加速

参考資料

- 激甚化する水災害への対応を強化するため、全国50箇所を中長期的な目標として、国有地を活用した遊水地・貯留施設の整備を促進しています。
- 令和3年には特定都市河川浸水被害対策法が改正され、特定都市河川の流域において地方公共団体が貯留施設の整備を行う場合、国有地を無償貸付または譲与することが可能となりました。
- このほか、財務局において流域水害対策協議会等で活用可能な国有地について情報提供を行っています。

## 国有地を活用した遊水地・貯留施設の整備加速



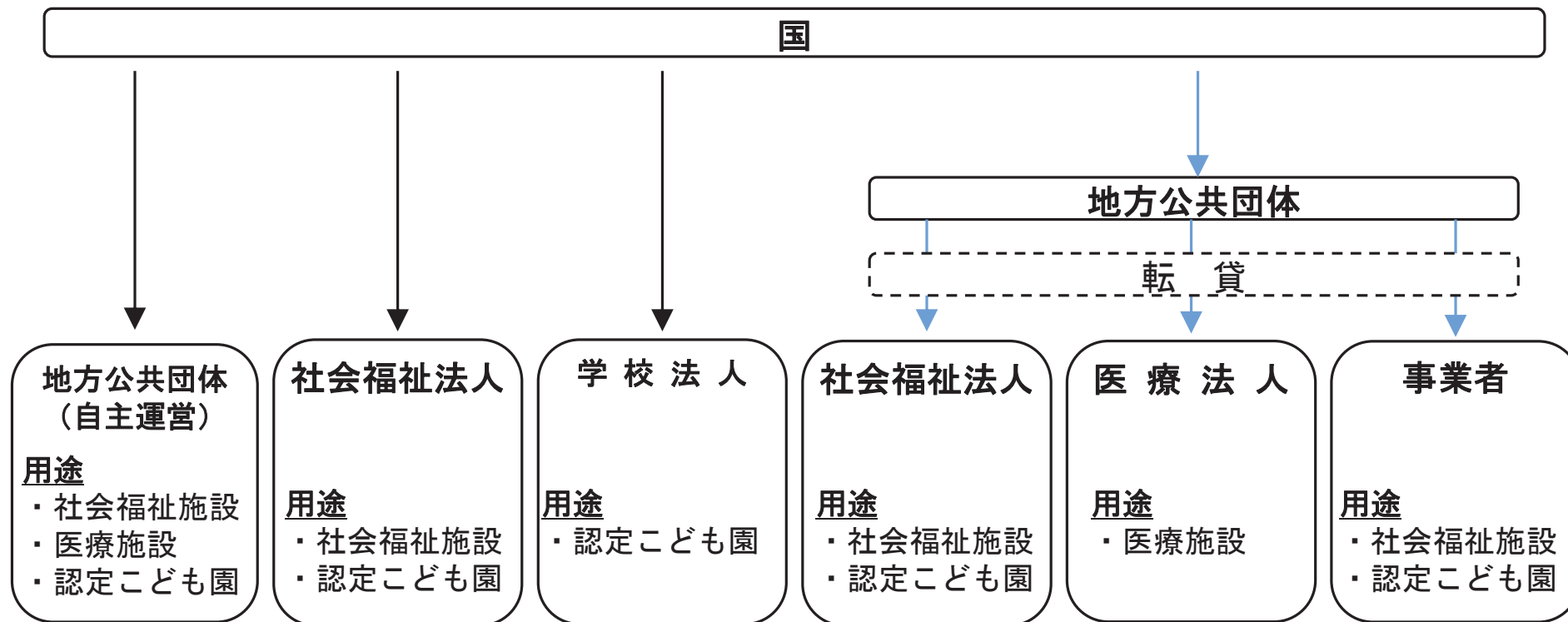
## 12 社会福祉分野における定期借地権を活用した貸付けスキーム

参考資料

- 国有地を社会福祉分野において活用する場合、定期借地権を活用して、国から地方公共団体や社会福祉法人に対して直接貸付けするほか、地方公共団体を通じて事業者に転貸することが可能です。直接貸付けと転貸、それぞれで貸し付けられる相手方と用途が決まっています。

(注) 留保財産の場合には、最適利用を図るため、社会福祉分野に限らず、定期借地権による貸付けが可能です。

### 社会福祉分野における定期借地権を活用した貸付けスキーム



### その他

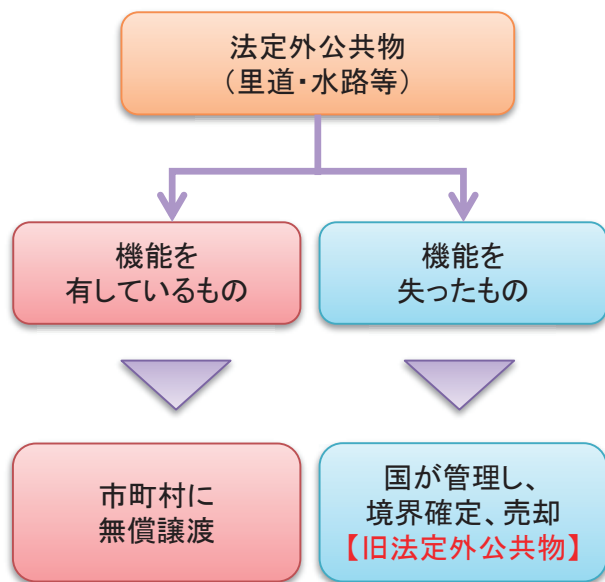
福祉施設又は認定こども園との複合施設の敷地に供する国有地全体について、定期借地権を設定した貸付けが可能。

# 13 旧法定外公共物等の処理について

- 法定外公共物とは、道路法、河川法等の適用又は準用を受けない公共物をいい、代表的なものとして「里道」「水路」があります。
- 平成12年に施行された「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」により、機能を有している法定外公共物※1は、既に市町村に無償で譲渡が行われています。
- また、機能を喪失したもの※2は、旧法定外公共物と呼ばれ、現在、国の管理下にあり、財務局において境界確定・売却等を行っています。

※1 「機能を有しているもの」とは、里道又は水路として、現に公共的な用途に使われているものをいいます。

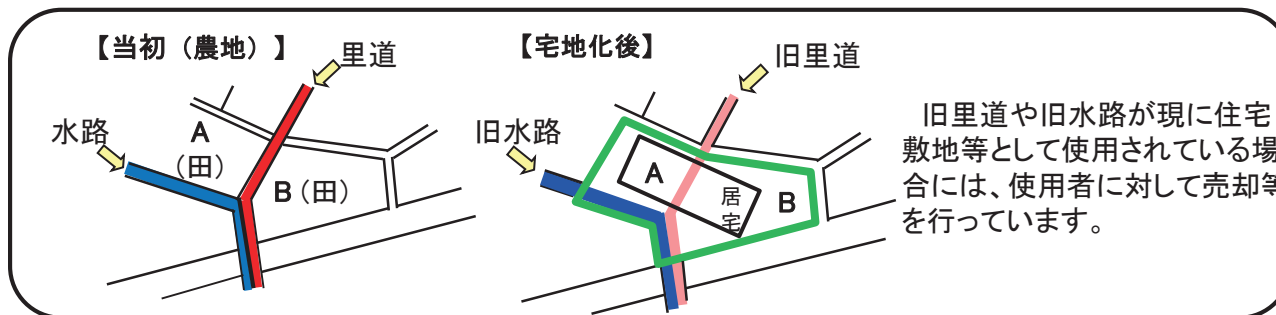
※2 「機能を喪失したもの」とは、里道又は水路としての機能を失い、現に公共的な用途に使われていないものをいいます。



旧里道



旧水路



## 14 国有地売却件数

参考資料

### ○財務省所管一般会計所属普通財産（土地）契約方式別時価売却件数

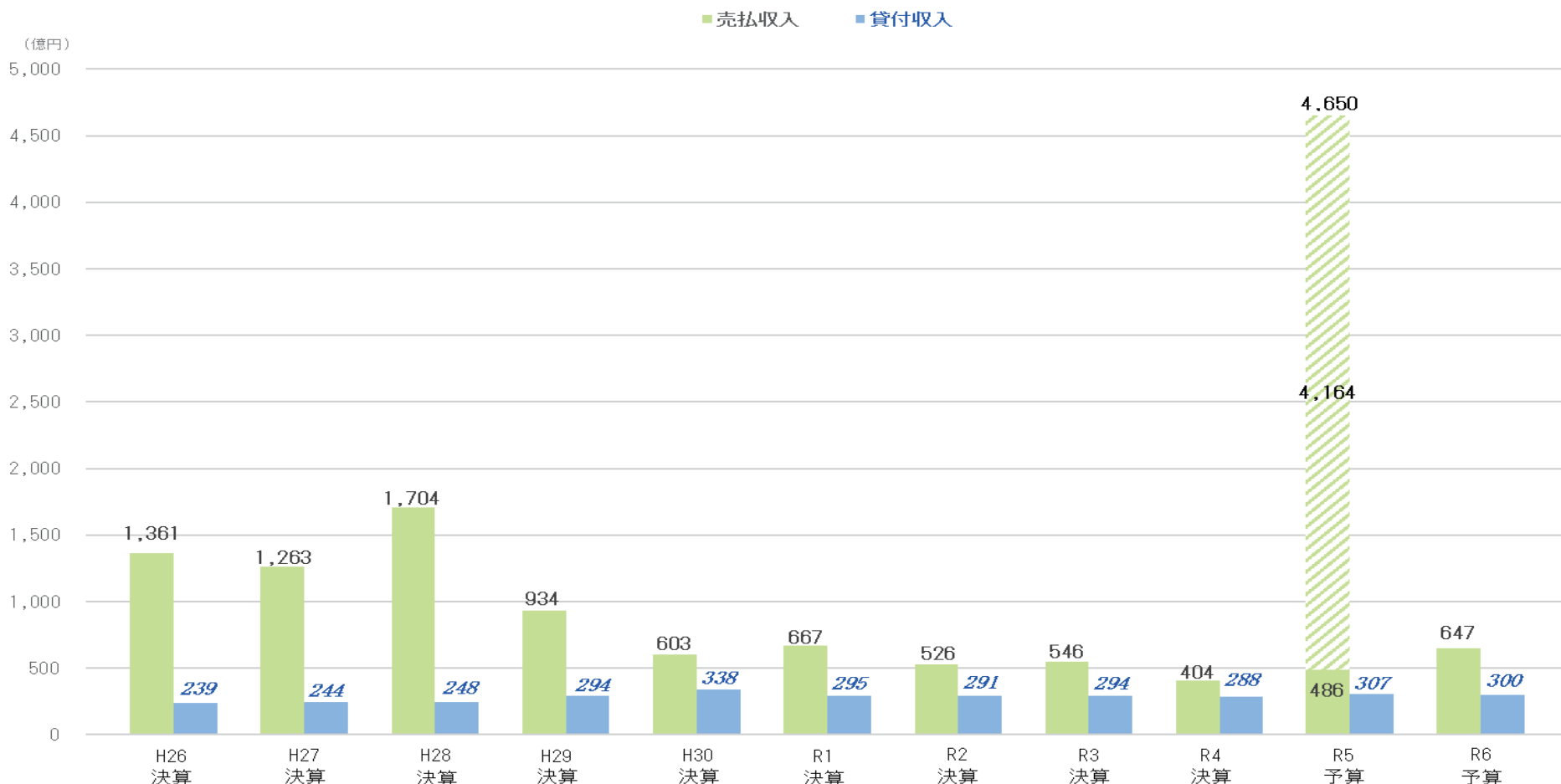
（単位：件）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一般競争入札	383	257	232	317	205
随意契約	2,851	2,860	2,457	2,569	2,529
うち公共随契	125	110	107	83	88
合計	3,234	3,117	2,689	2,886	2,734

# 15 国有財産売払収入・貸付収入の推移（一般会計）

参考資料

○ 令和6年度予算額は、国有財産売払収入が647億円、国有財産貸付収入が300億円となっています。



- (注1) 財務省資料より作成。
- (注2) 貸付収入とは、各省各庁主管の「(款)国有財産利用収入－(項)国有財産貸付収入」のうち、「(目)土地及水面貸付料」「(目)建物及物件貸付料」「(目)機械貸付料」「(目)港湾施設貸付料」の合計。
- (注3) 単位未満四捨五入。
- (注4) 令和5年度予算額の4,164億円は「大手町プレイス」の政府保有分の売却収入。



# 16 国家公務員宿舎の戸数（省庁別・規格別）

参考資料

## 国家公務員宿舎の設置戸数（令和5年度）

（単位：戸、令和5年9月1日現在）

地域名	戸数	規格				
		a規格	b規格	c規格	d規格	e規格
北海道	4,642	322	1,082	3,063	160	15
東北	4,488	658	1,124	2,602	93	11
関東	30,200	4,368	5,429	17,990	2,179	234
北陸	1,650	325	418	810	84	13
東海	4,439	811	915	2,549	122	42
近畿	6,754	1,449	1,100	3,921	242	42
中国	5,664	772	1,115	3,507	264	6
四国	2,409	202	673	1,354	174	6
九州・沖縄	9,478	929	2,558	5,678	279	34
<b>合同宿舎計</b>	<b>69,724</b>	<b>9,836</b>	<b>14,414</b>	<b>41,474</b>	<b>3,597</b>	<b>403</b>

### ※宿舎規格

延べ面積	規格
25㎡未満	a規格
25㎡以上 55㎡未満	b規格
55㎡以上 70㎡未満	c規格
70㎡以上 80㎡未満	d規格
80㎡以上	e規格

（単位：戸、令和5年9月1日現在）

省庁名	戸数	規格				
		a規格	b規格	c規格	d規格	e規格
衆議院	183	93	25	58	5	2
参議院	60	33	5	20	0	2
最高裁判所	1,611	71	147	277	210	906
会計検査院	6	0	0	6	0	0
内閣	30	0	19	9	0	2
内閣府	1,621	348	546	632	48	47
総務省	172	86	6	80	0	0
法務省	12,717	1,180	4,460	6,211	764	102
外務省	560	168	11	2	14	365
財務省	4,169	2,212	587	1,364	6	0
文部科学省	241	41	57	138	2	3
厚生労働省	1,804	371	506	889	29	9
農林水産省	4,716	176	1,381	3,113	39	7
経済産業省	182	178	0	4	0	0
国土交通省	13,623	2,420	3,332	7,819	51	1
環境省	356	20	223	103	9	1
防衛省	49,116	3,009	14,916	29,450	1,630	111
デジタル庁	0	0	0	0	0	0
復興庁	6	0	4	2	0	0
<b>省庁別宿舎計</b>	<b>91,173</b>	<b>10,406</b>	<b>26,225</b>	<b>50,177</b>	<b>2,807</b>	<b>1,558</b>

（注）宿舎戸数は、被災者の方々に提供している24戸（総戸数に含まれていない廃止決定済宿舎4戸と合わせ、全体で28戸を被災者の方々に提供）、その他地方公共団体等へ提供している99戸の合わせて123戸を除いています。

# 17 国家公務員宿舎の戸数（都道府県別）

参考資料

（単位：戸、令和5年9月1日現在）

都道府県	宿舎戸数	割合	都道府県	宿舎戸数	割合	都道府県	宿舎戸数	割合	都道府県	宿舎戸数	割合
北海道	15,745	9.8%	埼玉県	8,028	5.0%	岐阜県	1,269	0.8%	香川県	1,884	1.2%
宮城県	4,772	3.0%	茨城県	3,245	2.0%	大阪府	5,271	3.3%	愛媛県	1,154	0.7%
岩手県	1,492	0.9%	栃木県	1,338	0.8%	京都府	3,047	1.9%	徳島県	941	0.6%
福島県	2,140	1.3%	群馬県	1,198	0.7%	兵庫県	4,358	2.7%	高知県	1,077	0.7%
秋田県	1,273	0.8%	長野県	1,569	1.0%	奈良県	487	0.3%	熊本県	2,820	1.8%
青森県	3,115	1.9%	新潟県	2,056	1.3%	和歌山県	825	0.5%	大分県	1,567	1.0%
山形県	1,327	0.8%	石川県	1,561	1.0%	滋賀県	554	0.3%	鹿児島県	2,811	1.8%
東京都	25,025	15.6%	福井県	601	0.4%	広島県	5,119	3.2%	宮崎県	1,513	0.9%
（23区）	(18,382)	(11.5%)	富山県	603	0.4%	山口県	2,043	1.3%	福岡県	6,239	3.9%
神奈川県	9,095	5.6%	愛知県	5,505	3.4%	岡山県	1,676	1.0%	佐賀県	923	0.6%
千葉県	7,337	4.6%	静岡県	3,544	2.2%	鳥取県	1,150	0.7%	長崎県	3,822	2.4%
山梨県	629	0.4%	三重県	1,268	0.8%	島根県	1,221	0.8%	沖縄県	6,273	3.9%
									全体	160,510	100%

※以上の他、在外公館が387戸あり、その他被災者の方々に提供している24戸（総戸数に含まれていない廃止決定済宿舎4戸と合わせ、全体で28戸を被災者の方々に提供）、その他地方公共団体等へ提供している99戸の合わせて123戸を除いています。

# 18 国家公務員宿舎の規格別宿舎戸数及び平均貸与年数

参考資料

## ①規格別宿舎戸数

(単位:戸、令和5年9月1日現在)

規 格 (平均面積・間取り)	a型 25㎡未満 (ワンルーム)	b型 25㎡以上55㎡未満 (3K)	c型 55㎡以上70㎡未満 (3DK)	d型 70㎡以上80㎡未満 (3LDK)	e型 80㎡以上 (4LDK)	合 計
主な貸与者 (本省庁の場合)	独 身	世 帯				
		係長・係員	課長補佐・係長	課長・課長補佐	指定職	
戸 数	(12.6%) 20,242	(25.2%) 40,639	(57.0%) 91,651	(4.0%) 6,404	(1.2%) 1,961	(100.0%) 160,897

(注1) ( )内は、総戸数に対する比率を示す。

(注2) 宿舎戸数は、被災者の方々に提供している24戸(総戸数に含まれていない廃止決定済宿舎4戸と合わせ、全体で28戸を被災者の方々に提供)、その他地方公共団体等へ提供している99戸の合わせて123戸を除いています。

## ②平均貸与年数

(令和5年9月1日現在)

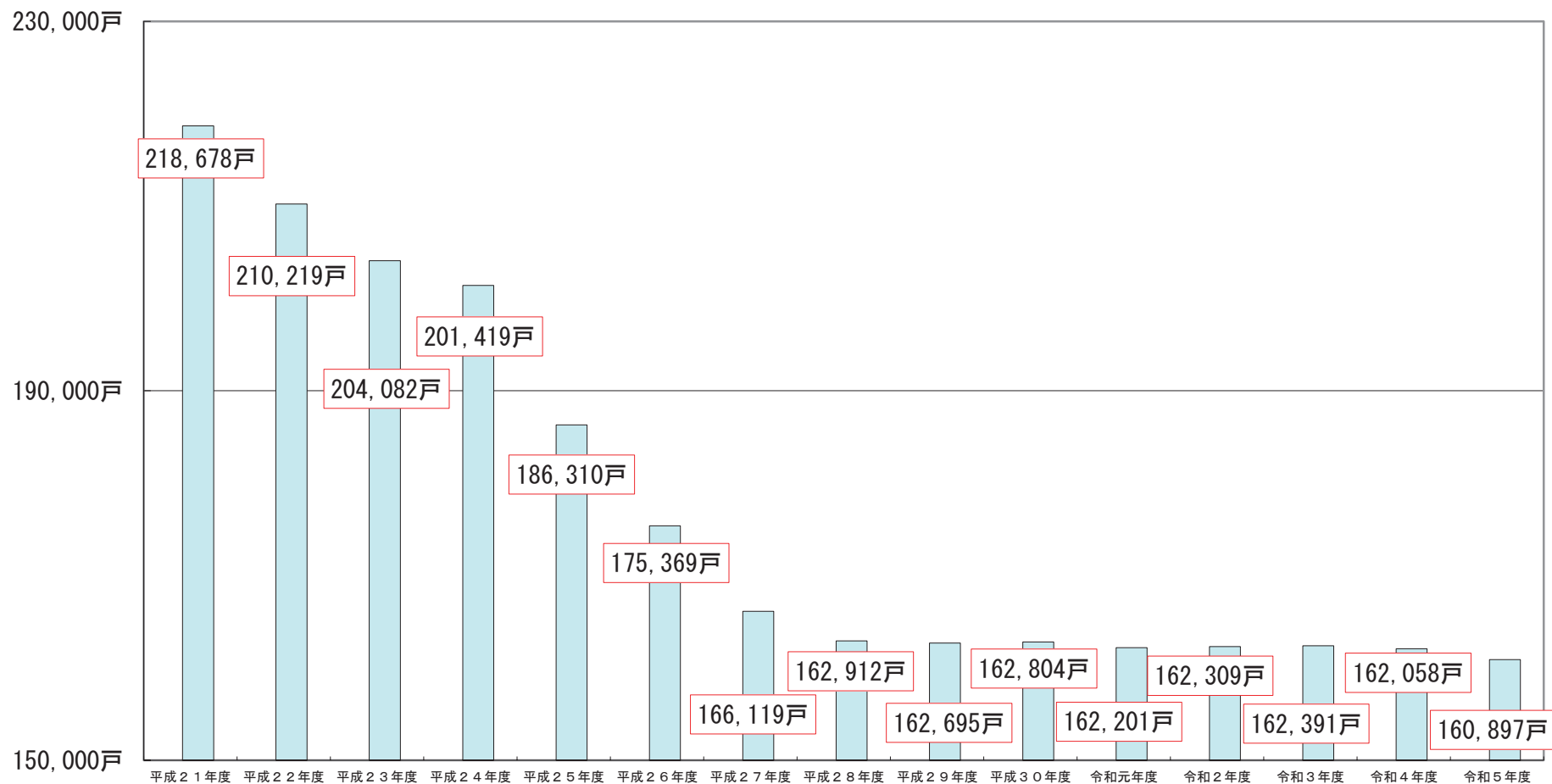
規 格	a型	b型	c型	d型	e型
年 数	4.28年	4.07年 (2.93年)	6.02年	5.15年	3.68年

(注1) 平均貸与年数は、宿舎の居住者が同じ宿舎に居住する期間の平均。

(注2) b型の ( )書きは、単身赴任者用宿舎の平均貸与年数。

# 19 国家公務員宿舎の設置戸数の推移

参考資料



- (注1) 調査時点は、各年9月1日現在。
- (注2) 平成23年度及び平成24年度の宿舎戸数は、被災者の方々に情報提供している戸数を除いています。
- (注3) 平成25年度～平成27年度の宿舎戸数は、被災者の方々に提供している戸数を除いています。
- (注4) 平成28年度～令和5年度の宿舎戸数は、被災者の方々に提供している戸数及び地方公共団体等へ提供している戸数を除いています。

## 20 津波避難ビルとしての国家公務員宿舎の活用

- 東日本大震災を教訓に、大規模地震発生による想定外の津波から住民の命を守るため、国家公務員宿舎が一時的な緊急避難先として活用されるように、合同宿舎の津波避難ビル指定について、地元地方公共団体と連携しながら、取り組んでいます。
- また、津波避難ビルに指定された合同宿舎を活用した地域住民等による避難・防災訓練にも取り組んでいます。

【津波避難ビル】津波浸水予想地域内において、地域住民等が津波から一時的にまたは緊急に避難・退避するための施設

津波避難ビル指定の実績（令和6年3月末現在 39宿舎）

合同宿舎名(所在地)	
留萌末広町住宅(北海道留萌市)	鳴尾合同宿舎(兵庫県西宮市)
旭町・矢代町住宅(北海道苫小牧市)	美浜合同宿舎(和歌山県日高郡美浜町)
網走緑町住宅(北海道網走市)	草津・舟入住宅(広島県広島市)
稚内末広・稚内大黒住宅(北海道稚内市)	誠道・美保住宅(鳥取県境港市)
大楽毛西住宅(北海道釧路市)	宇野住宅(岡山県玉野市)
磯野・造道・小浜住宅(青森県青森市)	第二椿東住宅(山口県萩市)
鹿島知手住宅3号棟(茨城県神栖市)	秦住宅(高知県高知市)
輪島宿舎(石川県輪島市)	新蔵・新浜住宅(徳島県徳島市)
和歌山合同宿舎(和歌山県和歌山市)	屋島・深田住宅(香川県高松市)
海南合同宿舎(和歌山県海南市)	今津留・大洲・中島住宅(大分県大分市)
新宮合同宿舎(和歌山県新宮市)	緑ヶ丘住宅(宮崎県延岡市)
貝塚合同宿舎(大阪府貝塚市)	大塚・潮見・潮見西・昭和住宅(宮崎県宮崎市)
りんくう合同宿舎(大阪府泉南郡田尻町)	石垣住宅(沖縄県石垣市)

和歌山合同宿舎（和歌山市・近畿財務局）



和歌山合同宿舎を活用した避難訓練の様子



(平成28年5月17日公表、平成29年12月11日、令和5年2月22日一部変更 財務省理財局)

**1. 政府が出資している株式会社の位置付け**

政府が出資している株式会社（以下「特殊会社等」という。）は、従前の公社及び公団等の組織形態を見直すこと、新たな政策課題に対応すること等のため、特別の法律に設立根拠等を有する会社であり、会社法上の株式会社の形態を採っている。したがって、その運営は基本的に会社法に従い、株主から経営を付託されて、経営の自主性、創造性及び効率性を発揮すること等が期待されている。

一方で、特殊会社等は、政策上の目的の達成に必要な役割を担っているため、政府は、当該特殊会社等の業務の適確な実施、経営の安定性の確保等の観点から、当該特殊会社等の株式を保有するとともに、各々の設立根拠法等においては、当該特殊会社等の主務大臣は、取締役等の選任及び解任、合併及び会社分割、剰余金の配当、定款の変更等の決議等への認可権限を有するほか、所要の監督規定が措置されている。なお、主務大臣の決議に係る認可事項の多くは、株主総会の決議事項となっている。

（注）主務大臣の認可権限の範囲は、特殊会社等により異なる。

**2. 株主議決権行使等の方針****（1）株主議決権行使等に当たっての基本的な考え方**

上記に掲げる特殊会社等の位置付けを踏まえ、特殊会社等の株式に係る株主議決権の行使等に当たっては、会社が政策上の目的の達成に必要な役割を担っていることから、主務官庁としての政策上の判断を踏まえて対応する必要がある。同時に、特殊会社等の株式が国民共有の貴重な国有財産であることから、企業価値及び株式価値の向上等の観点を考慮する必要がある。その上で、個別の具体的な議案等への対応については、当該特殊会社等の経営判断を基本的に尊重する。

なお、特殊会社等の適切な経営判断を担保する観点から、特殊会社等に対し、情報の開示及び説明責任を果たすことを求めていく。

**（2）株主総会における個別の議案に係る方針**

株主総会における個別の議案に係る株主議決権の行使に当たっては、（1）を踏まえ、①から⑤の通り、対応する。

**① 取締役、監査役等の選任**

取締役、監査役等の選任に関しては、職務への適性並びに人員数及び構成の妥当性等（社外取締役、監査役等の場合においては、会社からの独立性等を含む）を確認する。

**② 役員報酬、退職慰労金**

役員報酬、退職慰労金に関しては、支給基準のほか、会社の業績及び財務状況等を踏まえた支給水準の妥当性等（社外取締役、監査役に退職慰労金を支給する場合においては、支給の妥当性等を含む）を確認する。

**③ 資本政策、組織再編**

資本政策、組織再編に関しては、これらを実行する理由、事業及び財務戦略等のほか、企業価値及び株式価値への影響について、精査する。

**④ 剰余金の配当**

剰余金の配当に関しては、特殊会社等の業績及び財務状況、企業価値及び株式価値向上に向けた将来の事業計画、内部留保とのバランス等を精査の上、その合理性を判断する。

**⑤ その他**

①から④以外の議案に関しては、個別に対応する。

**（3）株主としての継続的な取組**

株主総会における株主議決権の適切な行使に向けて、株主として、年度を通じて、以下の通り継続的に取り組む。

① 特殊会社等の財務情報に加え、事業戦略や人的資本を含むサステナビリティ（ガバナンス、社会及び環境に関する事項を含む中長期的な持続可能性をいう。）に関する考え方及び取組など、非財務情報についても定期的に把握する。

② 特殊会社等が政策的役割を果たしつつ企業価値及び株式価値の向上等が促されるよう、これらに向けた取組等について、サステナビリティの観点も十分に踏まえ、特殊会社等と対話する。

③ 特殊会社等のみならず、当該特殊会社等を取り巻く関係者との意見交換を通じて、その事業環境等についての深度ある理解等に努める。

④ 特殊会社等は株主たる政府から経営を付託されていることを踏まえ、情報の開示及び説明責任を果たすよう促していく。

⑤ 財務省における株主議決権行使の方針、本方針の対象としている特殊会社等、及び株主議決権行使の結果等については、財務省ホームページ等で公表する。

⑥ 本方針及び本方針に基づく株主としての活動については、必要に応じ、見直しを図る。

**政府保有株式に係る株主議決権行使等の方針の対象としている特殊会社等（令和4年10月31日一部変更）**

日本電信電話株式会社、日本たばこ産業株式会社、日本郵政株式会社、中部国際空港株式会社、成田国際空港株式会社、東京地下鉄株式会社、中間貯蔵・環境安全事業株式会社、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、日本アルコール産業株式会社、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本政策投資銀行、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社、株式会社商工組合中央金庫、株式会社産業革新投資機構、株式会社国際協力銀行、新関西国際空港株式会社、株式会社農林漁業成長産業化支援機構、株式会社民間資金等活用事業推進機構、株式会社海外需要開拓支援機構、阪神国際港湾株式会社、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構、横浜川崎国際港湾株式会社、株式会社日本貿易保険、株式会社脱炭素化支援機構

(令和6年5月末現在)

法人名	回	売却時期	売却株式数 (万株)	売却割合 (対発行済株式数)	売却総額 (億円)	売却方式	売出人
NTT 法人番号7010001065142	1	昭和62年2月	195.0	12.5%	23,746	入札・売出し組合せ方式	大蔵省
	2	昭和62年11月	195.0	12.5%	49,725	引受	大蔵省
	3	昭和63年10月	150.0	9.6%	28,500	引受	大蔵省
	4	平成10年12月	100.0※4	6.3%	8,550	ブックビルディング方式 ※3	大蔵省
	—	平成11年7月	4.8	0.3%	720	[NTTによる自己株式の取得]	大蔵省
	5	平成11年11月	95.2	6.0%	15,860	ブックビルディング方式	大蔵省
	6	平成12年11月	100.0	6.3%	9,490	ブックビルディング方式	大蔵省
	—	平成14年10月	9.2	0.6%	396	[NTTによる自己株式の取得]	財務省
	—	平成15年10月	8.5	0.5%	459	[NTTによる自己株式の取得]	財務省
	—	平成16年11月	80.0	5.0%	3,664	[NTTによる自己株式の取得]	財務省
	—	平成17年9月	112.3	7.1%	5,424	[NTTによる自己株式の取得]	財務省
	—	平成23年7月	5,751.4 ※4	4.0%	2,234	[NTTによる自己株式の取得]	財務省
	—	平成24年2月	4,182.1	3.2%	1,583	[NTTによる自己株式の取得]	財務省
	—	平成26年3月	2,601.0	2.3%	1,533	[NTTによる自己株式の取得]	財務省
	—	平成26年11月	3,508.9	3.1%	2,301	[NTTによる自己株式の取得]	財務省
	—	平成26年11月	106.8	0.1%	68	[NTTによる自己株式の取得]	財務省
—	平成28年6月	5,900.0 ※4	2.8%	2,672	[NTTによる自己株式の取得]	財務省	
—	令和元年9月	4,866.7	2.5%	2,495	[NTTによる自己株式の取得]	財務省	
—	令和4年9月	9,292.5 ※4	2.6%	3,603	[NTTによる自己株式の取得]	財務省	
合計			37,259.3		163,022		
JT 法人番号4010401023000	1	平成6年10月	39.4	19.7%	5,670	入札・売出し組合せ方式	大蔵省
	2	平成8年6月	27.2	13.6%	2,220	ブックビルディング方式	大蔵省
	—	平成15年10月	4.4	2.2%	332	[JTによる自己株式の取得]	財務省
	3	平成16年6月	28.9	14.5%	2,439	ブックビルディング方式	財務省
	4	平成25年2月	8,007.1 ※5	4.0%	2,306	JTによる自己株式の取得・	財務省
—	平成25年3月	25,326.2	12.7%	7,469	ブックビルディング組合せ方式	財務省	
計			33,333.3	16.7%	9,775		
合計			33,433.3		20,436		
日本郵政 法人番号5010001112697	1	平成27年11月	49,500.0	11.0%	6,930	ブックビルディング方式	財務省
	—	平成27年12月	38,290.2	8.5%	7,302	[日本郵政による自己株式の取得]	財務省
	—	平成29年9月	7,247.5	1.6%	995	[日本郵政による自己株式の取得]	財務省
	2	平成29年9月	99,009.9	22.0%	13,089	ブックビルディング方式	財務省
	—	令和3年6月	27,609.1	6.1%	2,500	[日本郵政による自己株式の取得]	財務省
	3	令和3年10月	102,747.7	27.3%	8,431	ブックビルディング方式	財務省
—	令和5年8月	10,227.4	3.0%	1,057	[日本郵政による自己株式の取得]	財務省	
合計			334,631.7		40,305		
JR東日本 法人番号9011001029597	1	平成5年10月	250.0	62.5%	10,759	入札・売出し組合せ方式	日本国有鉄道清算事業団
	2	平成11年8月	100.0	25.0%	6,520	ブックビルディング方式	日本鉄道建設公団
	3	平成14年6月	50.0	12.5%	2,660	ブックビルディング方式	日本鉄道建設公団
合計			400.0		19,939		
JR西日本 法人番号1120001059675	1	平成8年10月	136.6	68.3%	4,878	入札・売出し組合せ方式	日本国有鉄道清算事業団
	2	平成16年3月	63.4	31.7%	2,607	ブックビルディング方式	鉄道建設・運輸施設 整備支援機構
合計			200.0		7,485		
JR東海 法人番号3180001031569	1	平成9年10月	135.4	60.4%	4,859	入札・売出し組合せ方式	日本国有鉄道清算事業団
	2	平成17年7月	60.0	26.8%	4,770	ブックビルディング方式	鉄道建設・運輸施設 整備支援機構
	—	平成18年4月	28.6	12.8%	3,290	[JR東海による自己株式の取得]	鉄道建設・運輸施設 整備支援機構
合計			224.0		12,919		
JR九州 法人番号6290001012621	1	平成28年10月	16,000.0	100.0%	4,160	ブックビルディング方式	鉄道建設・運輸施設 整備支援機構
	2	平成15年12月	903.0	15.8%	316	ブックビルディング方式	石油公団
石油資源開発 法人番号3010001108219	1	平成15年12月	903.0	15.8%	316	ブックビルディング方式	石油公団
	2	平成19年6月	911.1	15.9%	856	ブックビルディング方式	資源エネルギー庁
合計			1,814.1		1,172		
電源開発 ※6 法人番号6010001050764		平成16年10月	4,708.3	33.9%	1,272	ブックビルディング方式	J-POWER民営化ファンド
国際石油開発(現・INPEX) 法人番号7010401078520		平成16年11月	34.4	17.9%	1,598	ブックビルディング方式	石油公団
出光スノーレ石油開発(非上場) (現・INPEXノルウェー) 法人番号2010401047125		平成17年7月 ※7	15.0	49.5%	324	入札方式	石油公団
日本アルコール産業 (非上場) 法人番号2010001122204		平成20年3月	4.0	66.7%	145	入札方式	財務省
日本ノースシー石油 (非上場) 法人番号3010401016351		平成20年7月	11.2	50.0%	220	入札方式	資源エネルギー庁
タイ沖石油開発(非上場) 法人番号3010401016351		平成20年7月	1.7	50.0%	90	入札方式	資源エネルギー庁
日本パプアニューギニア 石油(非上場) 法人番号4010001134115		平成23年5月	15.9	62.0%	190	入札方式	資源エネルギー庁
NACCSセンター(非上場) 法人番号3020001081423		平成28年3月	0.5	50.0%	28	入札方式	財務省
三井石油開発(非上場) 法人番号1010401028621		令和4年1月	1,327.6	20.0%	716	入札方式	資源エネルギー庁

※1 〇は政府による売却。

※2 単位未満四捨五入。

※3 投資家の需要積上げに基づき売却価格を決定し、証券会社の引受けにより売却する方法。

※4 平成7年11月、平成21年1月、平成27年7月及び令和2年1月 株式分割を実施(1:1.02、1:100、1:2及び1:2)。

※5 平成18年4月及び平成24年7月、株式分割を実施(1:5及び1:200)。

※6 平成15年度に、国は、電源開発株式をJ-POWER民営化ファンド㈱へ全株(4,708.3万株)現物出資し、J-POWER民営化ファンド㈱株式2,259,984株を取得しました。なお、J-POWER民営化ファンド㈱は電源開発㈱の増資分6,820.8万株を引き受けています。平成16年度に、J-POWER民営化ファンド㈱及び9電力会社は、各社が保有する電源開発㈱の株式(合計13,880.8万株)を1株当たり2,700円で市中売却を行いました。その後、J-POWER民営化ファンド㈱は解散し、国は残余財産として1,272億円の分配を受けました。

※7 旧石油公団において一般競争入札による売却手続及び株式譲渡契約を締結しましたが、国承継(平成17年4月1日)後に株式を譲渡しました。

## 23 復興財源への貢献

参考資料

- 東日本大震災からの復旧・復興のため、復興財源確保法等に基づき、一部の政府保有株式の売却収入については、復興財源に充てることとされています。
- このほか、国家公務員宿舎の跡地や国会廃止済財産の売却収入も、復興財源に充てることとしています。
- これらについては、売却可能となったものから、できる限り早期に売却し、復興財源の確保に努めることとしています。

### 政府保有株式

#### ○日本郵政株式

- ・ 平成27年11月、日本郵政株式会社は、子会社の株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険と同時に、東京証券取引所に上場し、同社の自己株式の取得に応じた売却による収入も含め、約1.4兆円を確保（1次売却）。また、平成29年9月に2次売却を行い、約1.4兆円を確保。

令和3年6月に同社の自己株式の取得に応じ、約0.2兆円を確保。同年10月に3次売却を行い、約0.8兆円を確保。令和5年8月に同社の自己株式の取得に応じ、約0.1兆円を確保。これまでの売却で累計4兆円程度の売却収入となった。

#### ○東京メトロ株式

- ・ 令和4年5月、株式の売出しの事務的準備行為として主幹事証券会社を選定。

#### ○JT株式

- ・ 発行済株式総数の1/3超（政府保有義務分）を上回る部分については、平成25年2月から3月にかけて売却を実施し9,734億円を確保。

### 国有地等

#### ○国家公務員宿舎の跡地

- ・ 平成23年12月に策定された「国家公務員宿舎の削減計画」等に基づき廃止された宿舎の跡地の売却を進め、令和5年度末までに約2,638億円の売却収入を確保。

#### ○国会廃止済財産

- ・ 衆議院・参議院の財産のうち、復興財源に充てるため財務省に引き継がれたもの（例：旧高輪議員宿舎）を平成24・25・30年度に売却し、合計約170億円の売却収入を確保。

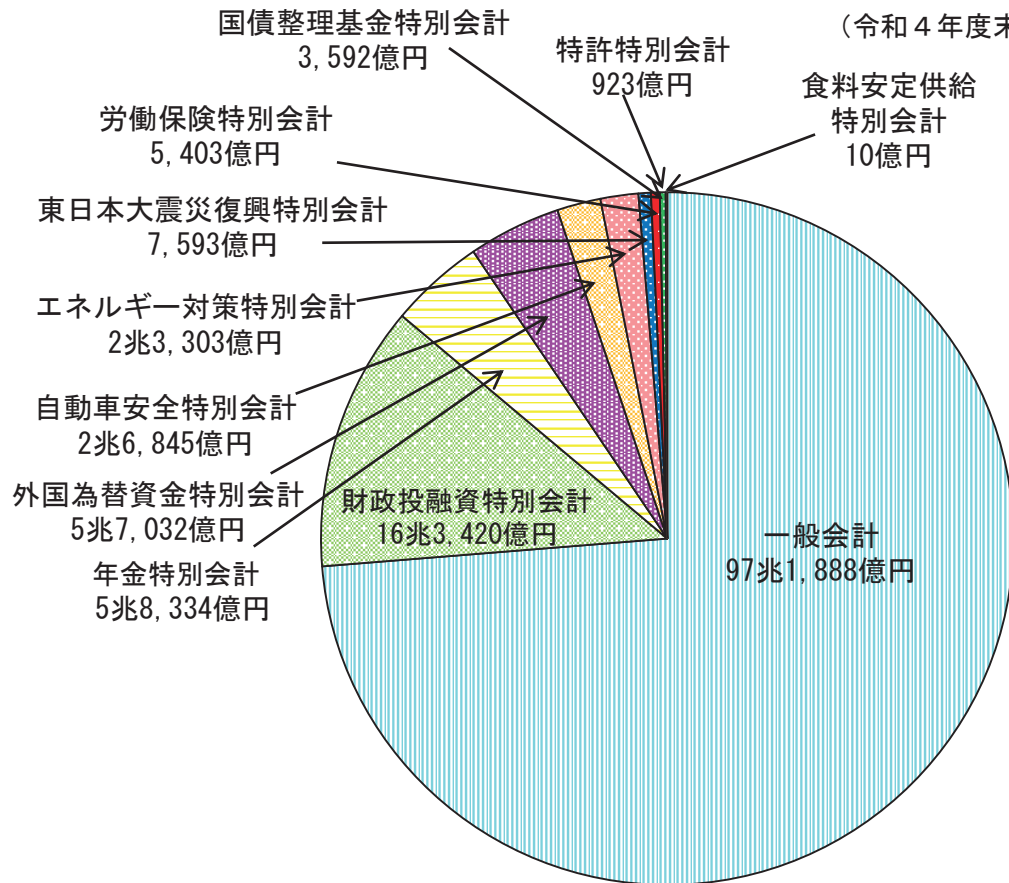


## 24 国有財産の会計別現在額

○ 国の会計のうち、国有財産を保有しているものは、令和4年度末において一般会計と10の特別会計があります。特別会計に所属する国有財産については、各会計を所管する省庁がそれぞれ管理しています。

国有財産の会計別現在額の内訳

(令和4年度末現在)



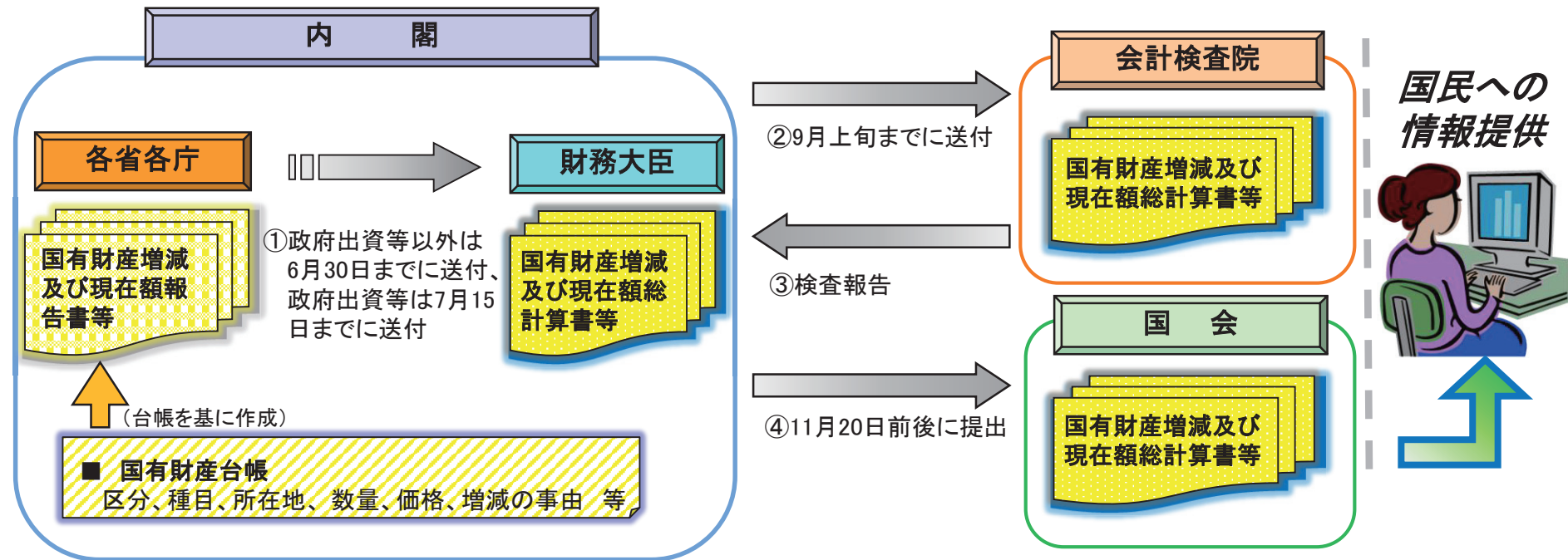
会計名	国有財産台帳価格	割合
一般会計	97兆1,888億円	73.7%
国債整理基金特別会計	3,592億円	0.3%
財政投融資特別会計	16兆3,420億円	12.4%
外国為替資金特別会計	5兆7,032億円	4.3%
エネルギー対策特別会計	2兆3,303億円	1.8%
労働保険特別会計	5,403億円	0.4%
年金特別会計	5兆8,334億円	4.4%
食料安定供給特別会計	10億円	0.0%
特許特別会計	923億円	0.1%
自動車安全特別会計	2兆6,845億円	2.0%
東日本大震災復興特別会計	7,593億円	0.6%
合計	131兆8,347億円	100.0%

(注1) 公共用財産のうち、国有財産台帳以外の台帳で管理されている財産(道路、河川等)は、含まれておりません。

(注2) 単位未満を切り捨てているため、計において一致しない場合があります。

## 25 国有財産台帳作成から情報提供までの流れ

- 各省各庁は、国有財産の分類及び種類に従い、その台帳を備えることとされています。
- 所管する国有財産において、取得、所管換、処分等による変動があった場合、直ちに台帳に記載・記録することとされています（国有財産法第32条）。
- 台帳には、国有財産の区分（土地、建物等）、種目（敷地、事務所建等）のほか、所在地、数量、価格、増減の事由等が記載されています。
- 国有財産増減及び現在額総計算書等の国会報告等については、国会からの「決算の早期提出」の要請を受けて、平成15年度決算から国有財産法の規定（第33条、34条、36条、37条）よりも二ヶ月程度早く行うこととしています。



### 国有財産台帳の価格（新規登録）

- 国有財産台帳に新たに財産を登録する際の価格については、購入によるものは購入価格、新築によるものは建築費など、取得価格によることを原則としています（国有財産法施行令第21条）。

### 国有財産台帳の価格改定

- 各省各庁の長は、財務大臣が指定するものを除き、所管する国有財産について、毎会計年度末である3月31日の現況において評価し、その評価額により国有財産台帳の価格改定を行っています（国有財産法施行令第23条）。
- 原則、土地については、相続税評価方式により評価を行い、建物については、耐用年数等に応じて減価償却分を控除し評価を行うなど、国有財産の区分に従って評価をしています。

# 27 国の財務書類上の資産と国有財産台帳上の「国有財産」の関係

参考資料

- 国の財務書類（B/S）上の資産と国有財産台帳上の国有財産は範囲が異なります。
- 国有財産台帳上の「国有財産」には、国の財務書類（B/S）上の資産のうち、現金・預金、貸付金等の金融資産や、道路、河川等の国有財産法以外の個別法（道路法等）で管理されている公共用財産は含まれません。

国有財産台帳上の国有財産  
(令和4年度末現在)

国有財産	
土地、立木竹、償却資産(建物等)	32兆4,966億円
地上権等、特許権等	44億円
政府出資等	98兆8,724億円
不動産の信託の受益権	4,612億円
<b>計</b>	<b>131兆8,347億円</b>

国の財務書類上の資産  
(令和4年度末現在)

資産の部	
現金・預金	53兆7,738億円
有価証券	125兆6,261億円
たな卸資産	4兆3,126億円
備蓄石油・ガス・製品	1兆4,048億円
土地	6,066億円
その他	2兆3,010億円
未収金、貸付金 等	264兆3,915億円
有形固定資産	194兆6,261億円
国有財産(個別法で管理されている公共用財産を除く)	33兆1,151億円
土地、立木竹 等	31兆8,837億円
建設仮勘定	1兆2,313億円
公共用財産	157兆5,156億円
物品 等	3兆9,953億円
無形固定資産	3,981億円
出資金	97兆5,675億円
<b>資産合計</b>	<b>740兆6,961億円</b>

- 国有財産台帳上の「土地」は、国の財務書類(B/S)上において、売却を前提とした「たな卸資産」とそれ以外の「有形固定資産」に分けて計上されます。
- 国有財産台帳上の「政府出資等」は、国の財務書類(B/S)では国が政策目的で保有する「出資金」と、それ以外の「有価証券」に分けて計上されます。
- 国の財務書類(B/S)上の「有価証券」には国有財産台帳上の国有財産ではない外貨証券等も計上されています。

(注1) 計上方法の違い等により、国有財産台帳価格と国の財務書類計上額は一致しません。  
(注2) 単位未満を切り捨てているため、計において一致しない場合があります。

## 28 国の財務書類上の資産と国有財産台帳の「土地」の関係

参考資料

資産合計 740.7兆円

現金・預金	53.8兆円	(7.3%)
有価証券	125.6兆円	(17.0%)
貸付金	125.1兆円	(16.9%)
運用寄託金	114.7兆円	(15.5%)
<b>有形固定資産</b>	<b>194.6兆円</b>	<b>(26.3%)</b>
公共用財産(公園、広場を除く)	157.5兆円	
行政財産	27.8兆円	うち 土地14.8兆円
普通財産	5.3兆円	うち 土地4.6兆円
出資金	97.6兆円	(13.2%)
<b>その他</b>	<b>29.3兆円</b>	<b>(4.0%)</b>
たな卸資産	4.3兆円	うち 土地0.6兆円
その他	25.0兆円	
<b>資産・負債差額</b>	<b>▲702.0兆円</b>	

行政財産のうち、土地の内訳

種類	内訳	価格(兆円)
公用	防衛施設	4.2
	空港施設	1.0
	国会施設	1.1
	矯正施設(刑務所等)	0.4
	裁判所施設	0.4
	その他	5.0
小計		12.3
公共用	新宿御苑、国営昭和記念公園等	0.6
皇室用	皇居等	0.7
森林経営用	国有林野事業	1.0
合計		14.8

普通財産のうち、土地の内訳

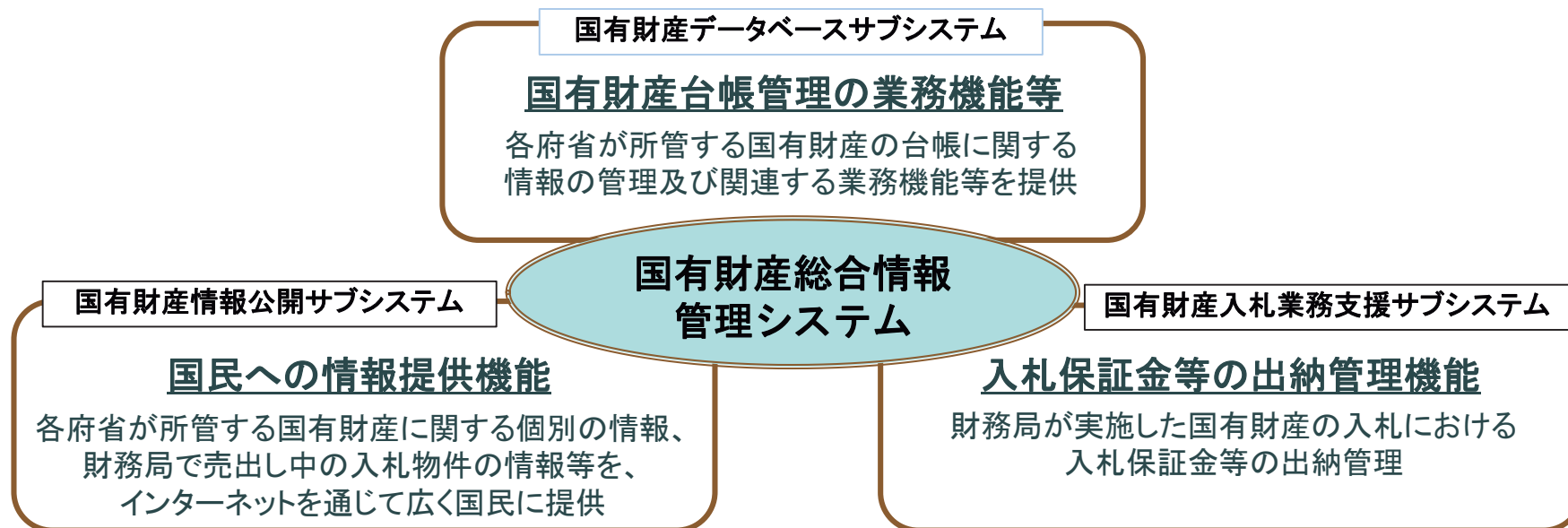
内訳	価格(兆円)
在日米軍施設としての提供財産 (横田飛行場、横須賀海軍施設、岩国飛行場等)	2.0
地方公共団体等への貸付財産 (代々木公園、大阪城公園等)	2.0
未利用国有地	0.5
その他(山林原野等)	0.4
合計	5.1

(注) 国の財務書類については単位未満を四捨五入し、土地の内訳については単位未満を切り捨てているため計数が一致しない場合があります。

- 国有財産関係業務については、国有財産総合情報管理システムが各府省共通のシステムとして導入されています。当該システムによって、台帳記録・決算等の国有財産関係業務を情報処理するほか、インターネットを通じて国有財産に関する情報を広く国民に提供しています。
- 国有財産総合情報管理システムの導入は、主に下記を目的としています。
  - ① 国有財産法に基づく国有財産台帳の記録や、国有財産増減及び現在額総計算書等の国会報告資料の作成業務等を効率的に行うこと
  - ② 国有財産に関する個別の情報や入札物件情報等を広く国民に提供すること

### 【 国有財産総合情報管理システムを構成する主なサブシステム 】

※サブシステム…大きなシステムの一部を構成する、より小さな単位のシステムのこと。



# 30 財務省HPで公表している国有財産の情報

## 1. 国有財産に関する国会報告 (URL: [https://www.mof.go.jp/policy/national\\_property/reference/houkoku/index.htm](https://www.mof.go.jp/policy/national_property/reference/houkoku/index.htm))

国有財産法に基づき国会に報告しており、制度・手続きに関する説明資料や以下の総計算書等を掲載。

- ・「国有財産増減及び現在額総計算書・国有財産無償貸付状況総計算書」及びその概要資料
- ・「国有財産の増減及び現在額に関する説明書・国有財産の無償貸付状況に関する説明書」

## 2. 国有財産に関するその他の情報

国有地をはじめとする国有財産に関する情報について、利用者の利便に供する情報を掲載。

### 国有財産全般

#### 国有財産統計

・ 国有財産の現況に関する統計資料等を掲載  
(URL: [https://www.mof.go.jp/policy/national\\_property/reference/statistics/index.htm](https://www.mof.go.jp/policy/national_property/reference/statistics/index.htm))

#### 国有財産レポート

・ 国有財産に関する制度や国有財産行政の取組状況等を掲載  
(URL: [https://www.mof.go.jp/policy/national\\_property/publication/report/index.htm](https://www.mof.go.jp/policy/national_property/publication/report/index.htm))

#### 国有財産一件別情報

・ 国有財産の一件別の所在地、数量、価格、用途地域や容積率等の法令上の制限及び地図情報を掲載  
(URL: <https://www.kokuyuzaisan.mof.go.jp/info/>)

#### 国有特許権等一件別情報

・ 国に帰属している知的財産権の情報を掲載  
(URL: [https://www.mof.go.jp/policy/national\\_property/list/patent/index.htm](https://www.mof.go.jp/policy/national_property/list/patent/index.htm))

#### 国有財産関係法令・通達

・ 国有財産に関する訓令・通達等を掲載  
(URL: [https://www.mof.go.jp/policy/national\\_property/tsuutatsu/index.htm](https://www.mof.go.jp/policy/national_property/tsuutatsu/index.htm))

### 国有財産売却情報

#### 国有財産の売却情報

・ 全国の財務局で行っている入札物件や即購入可能な物件、今後売却予定の物件情報を掲載 (財務局HPへ接続)  
(URL: <https://www.kokuyuzaisan.mof.go.jp/info/property-buy>)

#### 国有財産物件情報メールマガジン

参照  参考資料集32 (P69)

#### その他の売却情報

・ 都道府県、市区町村、各省庁などが所有している財産の売却情報を掲載 (財務局HPへ接続)  
(URL: <https://www.kokuyuzaisan.mof.go.jp/info/property-buy>)

### 国有財産貸付情報

#### 貸付可能物件情報

・ 普通財産の事業用定期借地の設定による貸付、暫定活用 (一時貸付) に関する情報を掲載 (財務局HPへ接続) (URL: <https://www.kokuyuzaisan.mof.go.jp/info/property-borrow>)



「国有財産情報公開システム」  
 国有財産に関する一件別の情報についてご覧いただけます。また、売出し中の入札物件情報について、全国の財務局HPへ接続することができます。  
 (URL : <https://www.kokuyuzaisan.mof.go.jp/info/>)



## 32 国民の利便性の向上・情報提供の充実

○ 財務省では、国民の皆様へ、全国の財務局における国有財産の売払い予定、地方公共団体等からの公用・公共用の取得等要望の受付など、国有財産の売却等に関する更新情報を電子メールによりタイムリーかつスピーディーにお届けするため、メールマガジン配信サービスを平成26年から実施しています。

◆ 配信情報

- 一般競争入札情報、開札結果
- 公用・公共用の取得等要望の受付開始情報
- 一時貸付けの募集
- 事業用定期借地による貸付募集
- その他国有地に関する重要なお知らせ（国有地の取得に関する架空話に対する注意喚起等）

◆ 配信元：各財務（支）局・沖縄総合事務局

いち早い情報はビジネスマンの頼もしい味方だね

売出価格も載っているから、検討しやすいわ

北海道や沖縄の入札予定も知らせてくれるんだ

どこに居ても情報が入手できるから助かるよ

スマホやタブレットでも見れるのね

全国の財務局からご登録いただいたみなさまへタイムリーに更新情報のお知らせをお届けします

財務局

暮らしに役立つ国有地

◆ 国有地に関する売却予定や貸付募集等に関する更新情報を配信します。  
(参考)  
財務省では、更なる国有地の売却促進策として、平成24年11月より、原則、すべての国有地を対象として、入札公告の際、最低売却価格を公表する制度を導入しています。

◆ 近時、多発する国有地の取得に関する架空話に対する注意喚起情報を発信します。

◆ 地域に密着した財務局が発信する情報がご覧いただけます。

**国有地の取得に関する架空話（うまい話）にご注意！！**

近時、国有地の取得に関する架空話が多数発生しています。

○ 国有地は、原則として一般競争入札で売却します。財務省の職員が、個別に国有地について、随意契約できるような働きかけを行い、個人や特定の民間企業に対し、直接随意契約で売り払うことは、一切ありません。

◀ケースA▶国との地租関係を築き、国有地の購入ができるような話を持ちかける。  
「〇〇市の国有地が近く入札にかけられる。財務省の△△と懇談している私の関与・仲介すれば、あなたに土地として必ず取得できるので、手付金をお預かりしたい。」

◀ケースB▶いったん入札にかけた物件を、随意契約できるような話を持ちかける。  
「国有地を1日だけ入札公告し、直ちに国が取り下げ、落札しなかった物件として随意契約できる協定を財務省と結んでいる。事前に手付金や手数料を払ってほしい。」

ここにあげたものは、あくまでその一例であり、手口は年々巧妙化しています。

○ 国有地の売却情報については、下記の財務省財務局ホームページをご確認ください。また、少しでも不安な点があれば、財務局・財務事務所（出張所）へ、すぐにご連絡・ご相談ください。

財務省財務局ホームページ  
<http://www.mof.go.jp/about/mof/zaimu/zaimu.htm>